七　原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によって算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によって算定した額を控除した額

九　特定県並びに特定市町村に東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第九号によって算定した額を控除した額

2　平成三十年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十九号、第四十号、第四十七号及び第七十五号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十一条　平成三十年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあっては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によって算定した額の合算額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあっては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によって算定した額を控除した額

三　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第九条第一項第三号によって算定した額を控除した額

四　東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第九条第一項第四号によって算定した額を控除した額

五　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によって算定した額を控除した額

六　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によって算定した額を控除した額

七　原子力発電所の所在する市町村及びその周辺の市町村において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第七号によって算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第九条第一項第八号によって算定した額を控除した額

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。

七　原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によって算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によって算定した額を控除した額

九　特定県並びに特定市町村に東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第九号によって算定した額を控除した額

2　平成二十九年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十九号、第四十号、第四十七号及び第七十五号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十一条　平成二十九年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあっては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によって算定した額の合算額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあっては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によって算定した額を控除した額

三　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第九条第一項第三号によって算定した額を控除した額

四　東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第九条第一項第四号によって算定した額を控除した額

五　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によって算定した額を控除した額

六　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によって算定した額を控除した額

七　原子力発電所の所在する市町村及びその周辺の市町村において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第七号によって算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第九条第一項第八号によって算定した額を控除した額

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。